

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 9 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 7994

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を平成23年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年2月28日から同年3月1日まで

私がA社で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が、平成20年7月1日から23年2月28日までとなっているが、同社には同年2月末日まで勤務していたことから、資格喪失日は同年3月1日となるはずである。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成23年2月28日まで勤務していたので、同社における資格喪失日は、同年3月1日となるはずであると申し立てしているところ、申立人のオンライン記録では、同年2月28日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人の退職日は平成23年2月末日であり、資格喪失日は同年3月1日であったところ、当初資格喪失日を同年3月28日と誤って届け出てしまい、翌年訂正届を出したが、その訂正届の日付を間違えた。」と述べているとともに、同社において申立人を含む同僚7人の勤務割りをしていた上司が、「申立人は、公休日を月に6日としており、23年2月は毎週水曜日を公休日として4日、残りの2日を15日と28日としたので、28日は勤務日であった。したがって、退職

日は同年2月28日である。」と述べている。

さらに、事業主が保管していた平成23年1月から同年3月までの支給控除一覧表から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記支給控除一覧表の申立人に係る平成23年2月分の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、届出を誤ったことを認めており、当初の届出により、申立期間の保険料を納入したものの、その後、申立人の資格喪失日を平成23年2月28日とする訂正届を提出したとしていることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 7995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月26日から同年7月3日まで

私は、昭和34年3月26日から平成14年6月1日までA社に勤務していたが、昭和39年にD地区の本社から同社C工場に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月途切れている。同社に勤務していた期間、給与が途切れたことは無かったので、厚生年金保険料の控除も途切れることは無いと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の同僚のうちの一人が「申立人は6月異動ではないか。」と供述している上、事業所別被保険者名簿によると、A社の本社と地方工場間の異動が確認できる同僚の厚生年金保険の資格喪失日及び取得日は、給与の支払日である25日の翌日である26日が多いことから、昭和39年6月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 39 年 7 月の資格取得時の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が残っておらず不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7997

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年9月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月30日から同年5月16日まで
② 昭和33年9月30日から同年10月1日まで
昭和29年11月1日から平成3年3月31日までA社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録がつながっていない。

記録がつながっていない申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の発令個人履歴及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間②においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立期間②において、厚生年金保険の記録が継続していないことについて、「海上と陸上に人事課があり、連絡がうまく取れていなかったためと思われる。」と回答している。

さらに、複数の同僚が、「社員として勤務している間は、船員保険と厚生年金保険の切替えはあったが、保険が途切れることはない。」と述べている。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立期間②以前の厚生年金保険の資格取得日が申立期間①及び②を除き、いずれも船員保険の資格喪失日と同日か同日以前となっているところ、申立期間②に係る上記の被保険者名簿でいずれも申立人の直前に記載され、申立人と同一の資格喪失日及び取得日となっている同僚のオンライン記録が、厚生年金保険の資格取得日について船員保険の資格喪失日である昭和33年9月30日とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿における昭和33年10月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資料が残っておらず不明。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間①の前に、A社に所属するC船であるD丸に実習生として乗組んでいたことは認められる。

しかしながら、B社から提出された申立人の発令個人履歴には、昭和30年5月16日に「定期採用」と記載されているとともに、申立期間①の前に、申立人と一緒に実習生としてD丸に乗組んでいたとする同僚が、「申立人は、当時大学四年生であり、同社では適性を見るため半年ほどの実習を課しており、当該実習期間は社員ではなかった。下船とともに雇用関係はなくなるため、申立期間①は社員ではない。その後を選考を受けて社員となり、申立人が入社したのは昭和30年5月16日だった。」と述べている上、他の同僚も「社員となる者は、当初、季節労働者と同じ条件で採用され、一定期間の後に社員として採用される。」と述べていることから、申立人は申立期間①において社員ではなかったものと考えられる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人は昭和30年4月30日に被保険者資格を喪失し、同社に係る事業所別被保険者名簿では、同年5月16日に被保険者資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料又は船員保険料の

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険又は船員保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料又は船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7998

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年8月31日から同年9月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月25日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和44年9月25日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年9月25日とし、当該期間の標準報酬月額を、同年9月及び同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月31日から同年12月1日まで

私は、A社から関連会社であるB社に移った時期は分からないが、同じ業務をしながら引き続き勤務していた。所持する昭和44年9月から同年11月までのB社の給与明細書からも厚生年金保険料が引かれているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年8月31日から同年9月25日までの期間については、申立人は、申立期間及びその前後の期間について、A社から関連会社であるB社へ移った時期は分からないが、同じ事務所内で同じ総務業務に従事していたとしているところ、申立人と同様に両社間において異動したとする元同僚の証言により、両社のいずれかで継続して勤務していたことがうかがえる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社に係る資格喪失日は、昭和44年8月31日と記録されているところ、当該資格喪失届の受付は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月18日以降の同年9月25日となっていることが確認できる。

また、A社は登記簿謄本によると当該受付日である昭和44年9月25日において法人事業所であることが確認できる上、申立期間において、同社の多数の被保険者が、申立人と同様、同日付で、資格喪失日を遡及して処理されていることから、適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）においてA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に遡って申立人の資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものと認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、社会保険事務所の受付日と同日の昭和44年9月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年7月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和44年9月25日から同年12月1日までの期間については、申立人から提出されたB社発行の給与明細書及び元同僚の証言により、申立人は、同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、昭和44年9月及び同年10月は6万円、同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、B社は、当該期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、元同僚の証言から、当時の厚生年金法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されるが、事業主は当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成8年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年12月までは44万円、9年1月から同年10月までは50万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成9年11月30日から10年1月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月8日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年11月及び同年12月の標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から9年11月30日まで
② 平成9年11月30日から10年3月31日まで

申立期間①は、標準報酬月額が当時の給与と比較して著しく低くなっているため訂正してほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間が平成9年11月30日までとなっているが、10年3月31日まで勤務し、保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認

めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年12月までは44万円、9年1月から同年10月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年11月30日より後の10年1月7日付けで8年1月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられ、複数の同僚も同様に当該訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る標準報酬月額を訂正する処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年1月から同年6月までは36万円、同年7月から同年12月までは44万円、9年1月から同年10月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあったA社発行の給与明細書により、申立人は、上記訂正後の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる保険料控除額から、50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当

たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、平成9年11月30日から10年1月8日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年11月30日より後の上記標準報酬月額の変及訂正処理日の翌日である10年1月8日付けで9年11月30日に遡って喪失処理がなされており、複数の同僚も同様に当該訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚は、申立期間②当時、給与の未払が2か月ほどあった旨供述している。

加えて、A社は商業登記簿謄本によると、当該処理日である平成10年1月8日において法人事業所であることが確認できる上、申立期間②において、複数の同僚が継続して勤務していた旨供述しているところ、多数の同僚について、雇用保険の加入記録が確認できることから適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成9年11月30日に被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の10年1月8日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の遡及処理前の記録から、50万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成10年1月9日から同年3月31日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主に申立人の同社における給与からの保険料控除について、照会を行ったところ、回答が得られなかったことから、当該状況は不明である。

また、申立人及び同僚によれば、上記のとおり、当時給与の未払が2か月ほどあったと供述している上、当該同僚は、営業が回収してきた売上金を給与として従業員に支給したこともあったとしているが、給与明細書等は発行されていないとしていることから、当該期間における給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案8000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C営業所からB工場に転勤した時期であるが、継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の総務担当者からの保険料控除に係る回答及び申立人の申立期間と同様の欠落期間がある複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C営業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が保有していた人事異動資料によれば、申立人の同社C営業所から同社B工場への異動発令日は昭和41年3月21日と記載されているが、上記同僚の一人は自身の同社同工場での勤務は同年3月25日からと供述しており、申立人の同社同営業所における資格喪失日は同年3月25日であることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和41年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年4月1日となっているが、同社が保有していた人事異動資料によると、申立期間直前の同年3月21日に同社C営業所から同社B工場に5人以上の従業員が異動していることが確認できることから、同社B工場は、申立期間においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案8001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和58年9月1日にA病院からC病院に転勤したが、その間も厚生年金保険料の控除はされていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B病院からの回答、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A病院及び同病院の関連病院であるC病院に継続して勤務し（昭和58年9月1日にA病院からC病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和58年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の担当者は、申立人の申立期間に係る事務の誤りを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和58年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は37万6,000円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は37万2,000円、申立期間④は45万5,000円、申立期間⑤は29万3,000円、申立期間⑥は38万4,000円、申立期間⑦は38万円、申立期間⑧は34万2,000円、申立期間⑨は40万1,000円、申立期間⑩は35万8,000円、申立期間⑪は37万7,000円、申立期間⑫は33万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成17年から20年までの給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該全期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は37万6,000円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は37万2,000円、申立期間④は45万5,000円、申立期間⑤は29万3,000円、申立期間⑥は38万4,000円、申立期間⑦は38万円、申立期間⑧は34万2,000円、申立期間⑨は40万1,000円、申立期間⑩は35万8,000円、申立期間⑪は37万7,000円、申立期間⑫は33万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は38万9,000円、申立期間②は31万1,000円、申立期間③は35万3,000円、申立期間④は32万4,000円、申立期間⑤は34万1,000円、申立期間⑥は3万1,000円、申立期間⑦は37万5,000円、申立期間⑧は27万5,000円、申立期間⑨は29万6,000円、申立期間⑩は33万2,000円、申立期間⑪は30万5,000円、申立期間⑫は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日
⑫ 平成20年12月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成17年から20年までの給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該全期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても同様に当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は38万9,000円、申立期間②は31万1,000円、申立期間③は35万3,000円、申立期間④は32万4,000円、申立期間⑤は34万1,000円、申立期間⑥は3万1,000円、申立期間⑦は37万5,000円、申立期間⑧は27万5,000円、申立期間⑨は29万6,000円、申立期間⑩は33万2,000円、申立期間⑪は30万5,000円、申立期間⑫は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、申立人と同様に申立期間に係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している平成17年4月10日支給の賞与支給明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、19万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、申立人と同様にA社から賞与を受けていたと

する複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年10月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月29日から33年4月1日まで
② 昭和39年10月21日から同年11月5日まで

申立期間①について、私の記憶では昭和33年3月末日までB社に勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同社における厚生年金保険の資格喪失日が32年12月29日になっている。

また、申立期間②について、厚生労働省の記録によれば、A社C店における厚生年金保険の資格喪失日が昭和39年10月21日に、転勤先のD店を管轄しているA社の資格取得日が同年11月5日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。

納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C店から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C店の総務・経理担当者の供述及び申立人と入れ替わりでA社から同社C店に異動したとされる同僚のオンライン記録から判断すると、昭和39年10月21日とすることが妥当であ

る。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和39年11月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、B社の事業主と連絡を取ることができない上、申立人の申立期間①当時に同社で厚生年金保険の被保険者記録がある同僚からも申立人について協力を得られないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の同社における資格喪失日はオンライン記録と一致しており、遡及して資格喪失処理がなされた形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年8月1日から11年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年1月1日から12年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円、同年9月から12年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年4月1日まで

A社（現在は、B社）の勤務期間（申立期間）に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、同社から支給されていた給与額より低いので、標準報酬月額の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年8月1日から11年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、10年8月の随時改定により24万円と記録されていたところ、11年9月3日付けで当該記録が遡及して取り消され、さらに、同年9月6日付けで10年10月の定時決定（11万8,000円）が記録された結果、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から11年9月までは11万8,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚についても、申立人と同日の平成11年9月6日に標準報酬月額を遡及して訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年9月3日付け及び同年9月6日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成10年1月1日から12年4月1日までの期間については、申立人が所持するA社の給与支払明細書により、上記訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成10年1月は24万円、同年2月から同年8月までは26万円、同年9月から12年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認

められる。

- 3 申立期間のうち、平成9年10月1日から10年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において、上記1のような遡及訂正処理の形跡は確認できず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料（給与支払明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成9年10月1日から10年1月1日までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

年金事務所からの連絡により、申立期間の賞与の記録が無いことに気が付いた。当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与振込口座に係る取引明細表及びB市における平成16年度（平成15年中所得）市民税・県民税所得照会回答書により、申立人は、申立期間にA社から10万円の賞与が支払われ、標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主が申立人の申立期間に係る賞与額を0円と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

年金事務所からの連絡により、申立期間の賞与の記録が無いことに気が付いた。当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び複数の同僚の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社から30万円の賞与が支払われ、標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主が申立人の申立期間に係る賞与額を0円と届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 8013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 8 月 30 日

A社に勤務していた申立期間において、支給された賞与額は15万円であるが、オンライン記録では11万7,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成22年上半期賞与支払明細書及び同社から提出された22年分所得源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において同社から15万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る賞与額を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで
厚生年金保険の記録では、昭和49年9月30日にA社で被保険者資格を喪失し、同年10月1日にC社で被保険者資格を取得したとされており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。申立期間も継続して勤務していたので、正しい被保険者期間の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の同僚のうち3人は、「申立人がA社からC社に異動したのは昭和49年10月1日だった。」と供述しているところ、申立人は、オンライン記録により、同年10月1日にC社における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同日をA社における被保険者資格の喪失日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和49年8月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録により、A社は、昭和49年9月

30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所としての記録は無いが、申立人と同様の被保険者記録を有する者が当該事業所の被保険者名簿により、10人以上確認できることから、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和49年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案8016

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月1日から17年6月21日まで
申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることに納得がいかないため、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する22万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日より後の平成17年6月29日に、資格取得日まで遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時は、事業主、事業主の親族（取締役）及び申立人の3人のみがA社の厚生年金保険被保険者であるところ、事業主及びその親族についても、平成17年6月29日に申立人と同様の訂正処理が行われている。

さらに、申立人に係る平成17年度及び18年度分所得照会回答書によれば、申立人の主張する標準報酬月額を超える厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、日本年金機構から提出された滞納処分票から、事業主は社会保険料を滞納していたことが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②における資格喪失日は平成4年12月17日であると認められることから、申立人の申立期間②に係る資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年11月30日まで
② 平成4年11月30日から同年12月17日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成3年8月1日から4年11月30日までの標準報酬月額が、同年12月17日に、遡って引き下げられているのはおかしい。

また、平成4年11月も保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年12月17日付けで、当初記録されていた3年8月1日の随時改定及び4年10月1日の定時決定が取り消され、3年8月から4年10月までの標準報酬月額の記録を53万円から8万円に遡及して訂正処理されていることが確認できる。

また、事業主は、申立人の全ての申立期間の給与額は少なくとも50万円以上で、大幅に減額をしたことはなく、年金事務所の記録が8万円となっているのは事実とは異なる旨回答している。

なお、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「（申立人について）実態は、B業務を担当する一般職であり、総務、人事、社会保険関係業務には一切関与していなかった。資金繰りが悪化して社会保険料の滞納があり、申立人の同意を得ず、当該減額訂正を行った。」と回答していることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、53万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人は申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は平成4年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、同日以降の同年12月17日付けで、遡及して処理されていることが確認できる。

さらに、申立人が保管していた賃金台帳において、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は平成4年11月30日に適用事業所ではなくなっているが、登記簿謄本によれば、8年8月1日に解散（後に、会社継続）しており、申立期間②においては法人格を有していることから、申立期間②当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間②に係る資格喪失日について有効な処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る資格喪失日を当該処理が行われた平成4年12月17日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額は、申立人の遡及訂正処理前の記録から、53万円とすることが必要と認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月21日から同年12月21日まで
A社に勤務していた際の年金記録に1か月の空白期間がある。調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録、申立人が保管していた退職金計算表、雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを認めている。

さらに、事業主は、「A社C所が厚生年金保険の適用事業所となるに至った昭和43年12月21日より前の期間については、申立人のようにC所に在籍していた従業員は、A社で適用していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年10月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月 31 日
② 平成 18 年 6 月 27 日

申立期間に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、その記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場による資料「2005年（H17）3月賞与総支給額及び（厚保）保険料控除額」及び「2006年（H18）6月賞与総支給額および（厚保）保険料控除額」により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（茨城）厚生年金 事案 8020

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月27日
申立期間に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、その記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場による資料「2006年（H18）6月賞与総支給額および（厚保）保険料控除額」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月 4 日

申立期間に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、その記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場による資料「2006年（H18）4月賞与総支給額および（厚保）保険料控除額」により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記資料により確認できる賞与額から150万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 9 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで
② 平成 22 年 7 月 25 日

私は年金事務所において自身の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間①は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が国（厚生労働省）の記録よりも高いことが分かった。そのため、厚生年金保険料額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、賞与の記録が漏れていることが分かったので、申立期間②の標準賞与額を年金記録に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する賞与明細書及びA社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳（賞与）」により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の標準賞与額は、上記賞与明細書及び上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人は、自身が所持する給与明細書及び源泉徴収票により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額(30万円及び32万円)は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額(平成19年9月から20年8月までは28万円、同年9月から21年8月までは26万円)よりも高額であるものの、給与明細書及び源泉徴収票に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額(19年9月から20年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月から21年8月までは26万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月1日から同年3月1日まで
学校を卒業後、A社に就職し、定年まで勤務したが、厚生年金保険の記録によれば、D社に出向していた期間が空白となっている。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る従業員名簿、同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社及び関連会社に継続して勤務し（A社C支社から関連会社のD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の厚生年金保険の加入記録及び従業員名簿から判断すると、A社では、申立期間当時、関連会社への出向者の厚生年金保険の取扱いについては、出向先事業所での厚生年金保険の加入手続が行われるまでの間、出向元事業所で加入させていたと推認できることから、昭和40年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年5月15日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和33年12月1日から34年1月2日までの期間について、厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を33年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月15日から同年6月10日まで
② 昭和33年6月20日から34年1月2日まで
③ 昭和35年1月10日から36年2月13日まで

C県の職業訓練校を同時期に卒業した4人と共に、A社（後にB社）に昭和32年4月に入社し、以後、各地のD工事現場で勤務をしたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間①は、同期入社した同僚と同じ仕事しており、同じ加入のはずである。申立期間②は、会社の名前が変わっているが、継続して仕事をしていた。申立期間③は、当時の社員証と通勤定期券があったので提出するが、定期券の通用期間まで、会社に勤務して仕事をしていたはずである。調査して、以上の申立期間を厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に申立人と同期に入社した同僚は、申立人もC県の職業訓練校を同時期に卒業し同僚4人と共に同社に同期入社し、同じ待遇で、同じ仕事をしていたと回答しているところ、そのうちの同期入社した同僚3人は昭和32年5月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、先に入社した同僚は、「申立人は、同期入社した同僚と同じ仕事（E業務）をしており、申立人の厚生年金保険の資格取得日が他の同期入社の人と相違する理由はなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和33年6月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②のうち、昭和33年12月1日から34年1月2日までの期間については、申立人及び同僚の証言から判断すると、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C県の職業訓練校を申立人と同時期に卒業し、同期入社した同僚4人のうち退職した一人を除く3人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年12月1日に当該保険の被保険者資格を取得しているところ、同期入社した同僚は、「申立人も同じ仕事をしていた。」と供述している。

さらに、申立人より先に入社した同僚も、「申立人は、同期入社した同僚と同じ仕事をしており、厚生年金保険料の控除についても同じだと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和33年12月の標準報酬月額については、申立人のB社にお

ける 34 年 1 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和 35 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明のため、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 33 年 6 月 20 日から同年 11 月 30 日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当該事業所は昭和 35 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在は不明のため、照会することができない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人及び同僚の供述から、申立人は、B 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間③において、申立人と同じ仕事をしていたとする同期入社と同僚のうち一人は申立人と同日に資格喪失している。

また、当該事業所は昭和 35 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在は不明であり照会することができない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで
私の20歳の誕生日の前日に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地域の区長に両親の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその父親が国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うとしているが、申立人の父親は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況等が不明である。

また、申立人は所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」に昭和49年*月*日と記載されていることから、当該日に父親が国民年金の加入手続をしてくれたと思うとしているが、当該記載は、国民年金の加入手続日を示すものではない上、当該年金手帳は同年11月以降に全国的に使用が開始された三制度共通の年金手帳であり、記載されている国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金受付処理簿から申立期間直後の50年4月頃に払い出されたものと推認され、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の両親の国民年金手帳の印紙検認印記録欄から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点（昭和50年4月頃）で、申立期間については、申立人の両親の国民年金保険料は既に納付済みであることが確認できることから、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を自身の保険料と一緒に納付することはできないなど、申立人の父親が申立人の申立

期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その他、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの期間及び46年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和46年4月から51年3月まで

私は、結婚した昭和41年1月に国民年金に加入したが、国民年金保険料を納付していなかったため、A村役場の職員から納付を勧められ、同職員に保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①後の昭和45年8月25日に払い出されており、申立人の特殊台帳から、申立期間①前後の期間から申立期間②直前の期間の国民年金保険料は第1回特例納付及び過年度納付で納付されていることが確認できるものの、申立人は、申立期間①及び②の納付時期、納付額及び役場職員に納付した際の納付者に関する記憶がなく、納付期間について申立期間①及び②をまとめて納付したか、それぞれ納付したのか、前後を含めて納付したかについても、分からないと述べており、その状況が不明である。

また、申立人は自宅に来た役場職員に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと述べているが、A村役場は、「職員の訪問徴収は行っていない」としているほか、「特例納付を含む過年度保険料については納付書を作成するのみである」と回答している。

さらに、A村役場の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、昭和50年8月に申立人に対して第2回特例納付勧奨が行われた旨の記載があることから、申立人が当該特例納付を利用して納付することが可能な申立

期間①及び申立期間②のうち46年4月から48年3月までの期間内に、未納期間があったことから納付勧奨が行われたものと推認される上、同欄には「勧奨したが納付無し」と記載されており、申立人が当該未納期間の保険料を納付したことはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、その他、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から63年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から63年3月まで

私は、国民年金と付加年金の加入を勧めるA区役所の区報を見て、将来受給する年金額が増えることを願い、昭和47年12月にA区役所で国民年金と付加年金の加入手続を行い、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。定額保険料は納付済みとなっているが、付加保険料の納付記録が無くなっている。当時の領収証書の一部を保管しており、家計簿には保険料を納付した年月日と金額が一部ではあるが記載されている。

申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続をした昭和47年12月頃、A区役所で、付加年金の加入手続も一緒に行ったとしている。

しかしながら、申立人が所持する昭和47年6月30日発行の国民年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」欄及び「所得比例保険料を納付する者でなくなる申出」欄には、所得比例保険料（当時の「付加保険料」の呼称）の納付の申出をしたことを示す記載は見当たらない。

また、申立人は申立期間のうち昭和51年から59年（56年及び57年を除く）までの国民年金保険料の領収証書（1年分前納）7枚を所持しているが、その納付額のいずれにも付加保険料の1年分の前納額である4,680円は含まれていない上、家計簿から転記したとする47年12月から48年3月までの保険料の納付額2,200円（550円×4か月）、48年4月から同年9月までの3,300円（550円×6か月）、62年2月25日に納付した「62年1月から同年3月までの21,300円（7,100円×3か月）」及び63年4月20日に納付した「63年4月から平成元年3月までの保険料額の

90,170 円」にも付加保険料（1 か月 400 円、1 年分の前納額 4,680 円）は含まれていないことから、申立期間の付加保険料の納付状況は不明である。

さらに、A 区の「年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）」の申立人の納付方法欄は「GO」（1 年前納（定額））と記録されており、当該表記は「G」が口座一年前納、「O」が定額保険料であることが確認でき付加保険料納付を示す記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す別の関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 30 年 12 月 31 日まで A 市 B 地区にあった C 丸に乗船し、船員保険に加入していたが、当該期間の船員保険の記録が無い。

船員保険料を控除されていた資料等はないが、調査の上、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 丸に乗っていたことが認められる同僚の一人が、申立人について「C 丸のエンジン部にいた。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人が C 丸に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は「C 丸には、新造船となった処女航海から乗り組んだ。申立期間にそれ以外の船に乗ったことはない。」と述べているところ、国土交通省 D 運輸局 E 運輸支局が保管する C 丸の船籍原簿において、同船が新造船として登録されたのは昭和 30 年 5 月 17 日となっており、同日以前に申立人が同船に乗り組んだことは考え難い。

また、申立人は「C 丸に乗り組んでいる時に F 地区で病気になり、同船から下りて船に乗り組まなかった期間がある。」と述べており、申立人の同船における勤務の実態は不明である。

さらに、C 丸の船員保険被保険者名簿において、同船が船員保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 9 月 1 日であることが確認できるところ、同日に被保険資格を取得している 47 人の中に申立人の氏名は無く、被保険者証の記号番号に欠番は無い上、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月 1 日から平成元年 2 月 6 日まで
② 平成元年 2 月 6 日から 9 年 4 月 1 日まで

厚生労働省の記録によれば、申立期間①のA社及び申立期間②のB社に係る標準報酬月額が、実際にもらっていた給料より低くなっている。納得できないので、各申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間について、オンライン記録における標準報酬月額よりも高い給料が支給されており、平均で 50 万円から 60 万円くらいの給料だったとしている。

しかしながら、A社及びB社の事業主は同じであるところ、当該事業主は、標準報酬月額の決定について、生命保険会社等の外務員報酬規定を参考にしており、売上手当は給与に含めていなかったとしている上、申立人が両事業所において社会保険手続及び給与計算の担当者であったとしている者によれば、申立人を含むC業務員の標準報酬月額の決定について、売上手当を含めずに固定給で届出をしており、厚生労働省の記録どおりの標準報酬月額に対応した保険料を控除していたとしている。

また、申立人が保管している申立期間②に係るB社の給与明細書6枚のうち、平成7年5月及び同年6月の給与明細書で控除されている保険料額（同年4月分及び同年5月分）は、標準報酬月額 18 万円相当の保険料額であり、当該月に係るオンライン記録の標準報酬月額 20 万円に対応する保険料額よりも低額となっている上、8年1月、同年7月、9年2月及び同年4月の給与明細書で控除されている保険料額（7年12月分、8年6

月分、9年1月分及び同年3月分)は、オンライン記録の標準報酬月額に対応した保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録並びにB社における申立人に係るオンライン記録によれば、いずれも標準報酬月額について遡及訂正等の不適切な事務処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8006

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 26 日から 53 年 4 月 1 日まで

A社に昭和 49 年 3 月から 53 年 8 月まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、勤務期間の途中である 51 年 4 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、53 年 4 月 1 日に再び資格を取得しているため、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間も A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間も A社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社の事業主は、関連資料を処分しているとし、申立人の同社における給与からの厚生年金保険料控除についての回答を得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の被保険者記録は、昭和 49 年 3 月 2 日から 51 年 4 月 26 日までを整理番号（健保証の番号）「*」で、53 年 4 月 1 日から同年 8 月 26 日までを整理番号「*」で管理されており、当該被保険者期間はオンライン記録と一致している上、整理番号「*」で管理されている当該被保険者名簿において、健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、事業主が年金事務所の照会に対して提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失日：昭和 53 年 8 月 26 日）によれば、整理番号は「*」となっている上、申立期間にお

いて申立人の標準報酬月額に係る定時決定の機会が複数回あるところ、A社の事業所別被保険者名簿によれば、いずれの機会においても事業主から提出される当該届出の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月30日から50年2月28日まで
② 昭和52年4月30日から56年6月30日まで
③ 昭和60年4月30日から平成6年6月30日まで

A社に勤務していた当時、私は社会保険への加入が10年余り遅れたので、それを補うために厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を確認しながら給与額を決め、厚生年金保険料を控除していた。また、昭和60年4月以降は給与を月額50万円とし、それに見合う厚生年金保険料を控除していたので、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間①は15万円又は18万円、申立期間②は24万円又は30万円、申立期間③は41万円又は44万円とされており、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間①、②及び③において、申立人は、A社の元事業主であり給与計算を行っていたとしているが、同社は平成9年1月に廃業しており、申立てに係る関連資料は処分したとしていることから、当該期間の給与支給額及び給与からの保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社の社会保険事務手続を、顧問税理士に委任していたが、同税理士は既に亡くなっており、同税理士の事務所も廃業しているため、社会保険事務に係る関連資料は保存されていないとしている。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和39年

8月1日から62年10月1日まで)に記載の標準報酬月額がオンライン記録と一致する上、記載内容について不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、全申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和45年2月1日から46年6月1日まで
③ 昭和59年10月1日から63年7月1日まで

A社に在職中において、昭和44年4月に給与が3万9,000円に昇給し、その後46年5月まで同額で給与が支給されていた。また、オンライン記録では、59年10月から標準報酬月額が32万円から30万円に下がっている。私は同社の役員であり夫が事業主であったので、在職中に給料が下がったりすることは無いので、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間①は3万円、申立期間②は3万円又は3万6,000円、申立期間③は30万円とされており、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②及び③における給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額は不明としており、A社で給与計算を行っていたとしている元事業主は、同社は平成9年1月に廃業しており、申立てに係る関連資料は処分したとしていることから、当該期間の給与支給額及び給与からの保険料控除額を確認することができない。

また、A社の元事業主は、同社の社会保険事務手続を、顧問税理士に委任していたが、同税理士は既に亡くなっており、同税理士の事務所も廃業しているため、社会保険事務に係る関連資料は保存されていないとしてい

る。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（昭和 40 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで）に記載の標準報酬月額がオンライン記録と一致する上、記載内容について不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、全申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8015（新潟厚生年金事案 512、965、1316 及び
1715 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月10日から32年10月10日まで
年金記録を確認したところ、A事業所（昭和55年4月7日にA社に名称変更）に勤務していた期間のうち、20年8月26日から32年10月10日までの期間について厚生年金保険被保険者記録が無かったため、年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時。以下「新潟地方第三者委員会」という。）に対して、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを4回行ったが、いずれも年金記録の訂正は認められないという回答を受け取った。雇用保険の記録と厚生年金保険の記録が一致していることを理由に年金記録の訂正が認められなかったことには納得がいかない。今回、新たに元同僚からA事業所においては入社当初から厚生年金保険に加入させていた旨の証言書が得られたので、社員名簿で確認できる入社日である22年10月10日から厚生年金保険被保険者であった期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、20年勤続表彰状及び元同僚の証言から、申立人が昭和23年以前からA事業所に勤務していたことが推認できるものの、i) A社は、申立期間に係る資料が無いため、厚生年金保険料の控除等について不明であると回答していること、ii) 当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除及び勤務実態について関連資料等を得ることができないこと、iii) 雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所において昭和32年10月10日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日は

厚生年金保険の資格取得日と一致していることなどから、既に新潟地方第三者委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、これに対して申立人は、新潟地方第三者委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行ったが、申立人からは新たな資料等の提出は無く、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、これに対して申立人は、自身と同時期に A 事業所に勤務していた夫に当時の状況を確認してほしいとして再調査の申立てを行ったが、申立人の夫は、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたものの、厚生年金保険料の控除については覚えていないと回答しており、そのほかに新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、これに対して申立人は、元同僚 6 人の氏名を挙げて、当時の状況を確認してほしいとして再調査の申立てを行ったが、当該元同僚 6 人は、申立人の具体的な勤務期間及び給与からの保険料の控除については分からないとしているほか、A 社から提出された社員名簿に記載されている「厚生年金記号番号」は、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、昭和 32 年 10 月 10 日を資格取得日として、同年 11 月 6 日に払い出されたことが確認でき、そのほかに新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき平成 24 年 12 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに元同僚から「申立期間当時、A 事業所は入社当初から厚生年金保険に加入させていた。」旨の証言書が得られたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいとして、元同僚二人からの証言書を提出している。

しかしながら、上記証言書の内容については、一人の証言書は、「工場へ入ってすぐ年金掛けてもらっていたのでおかげで喜んでいます。」というものであり、もう一人の証言書は、「A 事業所への入社は昭和 26 年 4 月 1 日です。その時、申立人は会社の事務や雑用して居られました。」というものであり、いずれも申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったことが推認できるものではないことから、当該元同僚二人を含む元従業員 11 人に照会したところ、当該元同僚二人を含む 7 人から回答があったが、いずれの者からも申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であったこと、及び事業主により給与から厚生年金保険料を控

除されていたことがうかがえる具体的な供述は得られなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している。

このほかに新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 4 日から同年 9 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A工場に勤務した期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 8 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、当該期間も同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。当時、8月の賞与が支給された後に退社することを会社に伝えて8月31日に退社したことを記憶しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者であることが確認でき、所在が判明した9人に照会したところ、4人から回答があり、うち二人は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚二人は、申立人がA工場にいつまで勤務していたかについては不明と回答している。

また、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間中に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は二人確認できるが、申立人は当該二人の名前をいずれも記憶していない上、当該二人のうち、所在が判明した一人も、「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

さらに、A工場は既に廃業している上、当時、給与計算や社会保険手続を担当していたとする元事業主及びその妻は、所在が確認できないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料控除の有無について

確認することができない。

加えて、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 1 日から 35 年 10 月 20 日まで
A社に勤務した申立期間が、厚生年金保険の記録では、脱退手当金を受け取っている期間となっているが、受け取っていないので調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、A社に関する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月 20 日から約 2 か月後の同年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人以外で申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月 20 日の前後 3 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 24 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、21 人に支給記録が確認でき、そのうち資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされた者は 20 人おり、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月から 33 年 12 月まで

私は、A営業所（現在は、B社）に昭和 29 年 11 月 1 日から 31 年 9 月 2 日まで勤務し、その後、再び同社に 32 年 11 月から 33 年 12 月まで勤務した。年金記録を確認したところ、再度勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間にA営業所で勤務し、厚生年金保険被保険者資格を取得している人のうち、所在が判明した9人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人が名前を記憶する同僚は、申立人が同社に2度勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間及び保険料の控除については不明と回答しているなど、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である上、別の同僚の一人は、「私は、4月に入社したが、8月から厚生年金に加入しており、試用期間があった。」と回答していることから、申立期間当時、A営業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間において、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。